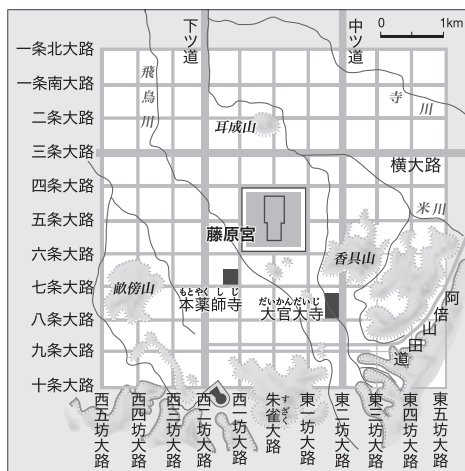


藤原京の条坊

解説 小澤 毅



藤原京は、縦横の直線道路で区画された一辺約133mの規格的な街割り(条坊)をもつ、日本初の本格的な都城である。とはいえ、都として機能した期間は694年から710年までの15年余りと短く、それまで宮がおかれた飛鳥やつぎの平城京に比べると、知名度は劣るかもしれない。

しかし、藤原京は、瓦葺の礎石建物を本格的に導入した最初の都であり、法にもとづく統治システムである律令制はここを舞台として完成した。また、律令制を運営するには、様々な役所と職務を遂行する多数の官人が必要となるが、彼らを宮の近くに集住させるための京域もはじめて設けられた。藤原京は、これらを擁する律令国家の首都として造営されたのである。

条坊の機能

藤原京を特徴づける最大の要素は、宮を取り囲む条坊の存在である。藤原京に先立つ段階に、そうした規格的な街割りは認められず、一方、中国では隋・唐の首都である長安をはじめ、条坊をともしなう都市が一般的であった。中国との間を往来した使者や各種の書物を通じて、中国の条坊制が

導入されたことは疑いない。

では、条坊の機能とは何だったのか。まずあげられるのは、実用的な役割である。縦横に走る道路は、人の通行や物資の運搬に供され、両側の側溝は都の排水体系の根幹をなした。

また、藤原京では広大な京城が設定されたが、寺院や一部の官衙に割かれた部分を除き、その大半は宅地として無償で分け与えられた。班給の対象となったのは基本的に官人であり、位階に応じて面積を定めている。これにより、彼らは本拠地を離れて京内に居住させられ、名実ともに最初の「都市住民」が誕生することになる。条坊は、その際に宅地面積を正しく算出し、割り当てる作業を効率化する手段でもあった。

同じ頃、農民に口分田を分け与えて税を徴収する班田収授制も成立するが、田の面積を統一し、均等に割り当てるため、農村では一辺109m前後の規格的な正方形の区画(条里)が設けられた。条坊の本質は宅地の班給にあり、条里の本質は口分田の班給にあったといえる。

条坊が果たしたもう1つの役割は、国家の首都としての威容を視覚的に示すことである。整然と

した道路網と街割りは、それをはじめて目にする国内の人々や、外国からの使者に強烈な印象を与えた。条坊は、律令国家の成立を国内外に誇示するシンボルでもあったのである。

条坊の施工

ただし、藤原京の条坊は完成までに長い年月を要した。最初に起工された条坊は676年に途中で廃棄され、682年に工事が再開されたのちも、中断を経てようやく694年の遷都にいたる。発掘調査では、廃棄された最初の条坊道路や、再開後の地鎮にとまなう遺構を確認している。

条坊は、のちに大宝令で定める大尺(1大尺=1.2小尺 $\approx$ 0.354m)で設計され、道路には大路(側溝心々間で45大尺 $\approx$ 16m)、条間路・坊間路(25大尺 $\approx$ 9m)、小路(20大尺 $\approx$ 7m)の3ランクがあった。四周を大路で囲まれた範囲が「坊」と呼ばれる1,500大尺($\approx$ 530m)四方の区画で、これが16の「町」に分割されていた。1町の大きさは、375大尺(450小尺 $\approx$ 133m)四方である。

なお、平城京以後は、東西方向の並びを「条」、南北方向の並びを「坊」とし、「○条×坊」のように数詞で各坊の位置を示したが、藤原京では「林坊」など固有名詞で呼ぶのが一般的であった。

藤原京は、中央の2坊四方を占める藤原宮を中心に、10条×10坊(約5.3km四方)の正方形として設計されたと考えられる。発掘調査で東西が10坊であったことは確定し、南北も9条分が確認されている。正方形の京城の中心に正方形の宮をおく、きわめて単純な求心的設計であった。

『万葉集』(巻1-52)に歌われたように、藤原宮は^{かぐやま}大和三山(香具山、^{うねびやま}畝傍山、^{みみなしやま}耳成山)に囲まれた場所に位置する。そして、当時の幹線道路だった横大路、^{よこおおじ}下ツ道、^{しもつみち}中ツ道、^{なかつみち}という3本の直線道路を基準に、宮がそのいずれからも等距離となるように設定されていた。同時に、飛鳥川の流路も避けた立地となっており、宮の占地が周到に計画され

たことがうかがえる。

宮の位置をこのように定め、それを中心とする京城を設定したため、京内には大和三山のほか、丘陵地帯が取り込まれることになった。そうした場所や、飛鳥の中心部にかかる京城南端部などでは、条坊の施工が見送られている。また、京内を流れる小河川についても、条坊に合わせて流路変更がなされた様子は認められない。

京城と設計モデル

藤原京の京城は、過去には、1坊を4町(約265m四方)として、12条×8坊(約3.2×2.1km)と復元する説が有力であった。しかし、発掘調査がその通説を覆す。条坊はこれをこえて広がる事実が判明し、1坊は平城京以後の都城と同じく16町であることが確実となったのである。同時に、通説の根拠とされた律令の条文の解釈も見直され、10条×10坊の京城に合致すると考えられるようになった。新たな事実や研究の進展が通説を書き改めた好例といえる。

宮を中心とする正方形の京城は、北端に宮をおく平城京以後の都城とは大きく異なり、時期の近接する中国都城にも例をみない。反面、『周礼』考工記の記述と多くの点が一致する。『周礼』は、儒学で尊重された理念法典で、日本でも律令で教科書と定められるなど重視されていた。藤原京のモデルは、実在の中国都城ではなく、『周礼』に記された都城の理想型と考えるべきだろう。

そこには、遣唐使の派遣中断(669～701年)による現実の中国都城についての情報不足が大きく影響していた。このため、藤原京には様々な問題点が存在したが、それがはっきりと認識されたのは、三十数年ぶりの遣唐使の帰国報告に接した704年の時点と推定される。ほどなく、唐の長安を指向した新都平城京への遷都が決断され、藤原京はその役目を終えることになる。

(おざわ・つよし／三重大学人文学部教授)